

清瀬市立清瀬第五中学校いじめ防止基本方針

清瀬市立清瀬第五中学校

I 基本方針

本校は学校教育の基盤に人権教育を掲げています。そしていじめや体罰のない、一人一人の生徒にきめ細やかな指導や対応、配慮ができる学校を目指しています。そのような校風を大切に、教育効果を上げていくことが本校の使命です。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。そして、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害です。こうしたいじめを防止するためには、全教職員がいじめは絶対に許さないという姿勢で対応しなければなりません。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになります。

清瀬市立清瀬第五中学校は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止の早期発見に取り組みます。そして、いじめを認知した場合に適切かつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

II いじめの定義といじめの禁止

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められています。

- ・「いじめとは、児童等に対して、当該児童等在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
- ・「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

2 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

III 学校及び教職員の責務と具体的な取組

1 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域、外部機関他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。そして、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発を防止します。

2 具体的な取組

(1) いじめ防止に関する措置

- ① いじめ防止の対策のための組織

名称 「いじめ防止対策委員会」

構成員 校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任）、主任教諭等（保健主任・学年主任）、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他校長が指名する者

活動

- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査等）
- ・いじめ事案への対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・いじめ防止への取組み、いじめ早期発見のための措置、いじめ事案への対応等の検証を行い、学校基本方針等の見直しを行うこと。

開催 各学期1回を原則とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

② いじめ防止の取組（開発的アプローチ）

ア いじめは人間として絶対に許されないという気風を学校全体に醸成し、いじめに繋がる可能性のあることは些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組みます。

イ 教育活動全般を通じて、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように努めます。

ウ 保護者他関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う、いじめ防止に資する活動を支援します。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、全校集会・学年集会等を実施します。

③ いじめの早期発見のための措置（予防的アプローチ）

ア いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的ないじめアンケート調査・聞き取り調査を実施します。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月・11月）
- ・学級担任やスクールカウンセラー等による生徒からの聞き取り調査 年3回（7月・12月・3月）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行える機関・窓口を次の通り設置し、活用します。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・教育相談センター等への直接相談

ウ いじめ防止対策に関わる人材の資質の向上

いじめの防止対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図ります。

エ ICT（インターネット等）を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他

のICT機器を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施します。

④ いじめ事案への対応（問題解決的アプローチ）

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行います。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

ウ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整えます。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携して対処します。

（２）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ① 重大事態が発生した旨を、設置者に速やかに報告します。
- ② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

IV 家庭・地域との連携

（１）保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされています。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

（２）地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いいたします。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ・保護者会の各種会議や面談等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校だより、学年だより、学級だより等を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- ・日頃から、電話、家庭訪問、通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対しての理解、協力を得るようにします。

家庭におけるチェックリスト ()月()日

	学校へ行きたがらない。
	「転校したい。」「学校(部活)をやめたい。」と言い出す。
	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
	衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
	お風呂に入るのをいやがったり、裸になるのをいやがったりする。
	学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
	教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
	寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
	家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
	親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
	言葉遣いがあらくなり、家族に反抗したり、八つ当たりをする。
	外に出たがらない。
	学校の様子を聞いても話したがらない。
	不審な電話やいやがらせの手紙や紙切れなどがある。
	保護者の学校への出入りをいやがる。
	友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。

※ 少しでも気になることがあれば、担任、養護教諭、管理職等にお知らせください。

V その他留意点

いじめ防止対策委員会は、いじめ実態把握及びいじめに対する設置等が適切に行われたかを適正に自校で評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

☆年間計画

	いじめ防止対策委員会	いじめ防止の取組 (開発的アプローチ)	早期発見のための措置 (予防的アプローチ)	保護者、地域、関係機関との連携
4月	(・学校いじめ防止基本方針の確認)	・学級開き、学年開き ・SCについて生徒保護者への周知 ・生徒総会	・身体測定 ・SCによる全員面談(1年)	・保護会(学級懇談) ・保護者代表者会
5月	・学校いじめ防止基本方針の確認	・教員研修(特別支援教育アセスメント) ・運動会		・部活動保護者会 ・青少年問題協議会 ・主任児童委員訪問
6月	・ふれあい月間調査		・ふれあい月間調査	・保護者代表者会定例会
7月	・1学期取組評価	・補充教室	・三者面談	・四者協 ・学校運営連絡協議会
8月		・補習教室		
9月		・生徒会選挙 ・修学旅行(3年)		・道徳授業地区公開講座
10月		・生徒総会 ・合唱コンクール		・保護者代表者会定例会
11月	・ふれあい月間調査	・進路説明会	・三者面談 ・ふれあい月間調査	・保護者代表者会定例会 ・青少年問題協議会
12月	・2学期取組評価	・薬物乱用防止教室	・三者面談(3年)	・保護者会(学級懇談) ・授業公開 ・学校運営連絡協議会
1月		・移動教室(2年)		・保護者生徒アンケート
2月	・ふれあい月間調査	・新入生体験入学	・ふれあい月間調査	青少年問題協議会 ・保護者代表者会定例会 ・命の教育フォーラム ・学校運営連絡協議会 (学校関係者評価)
3月	・3学期取組評価 ・学校関係者評価結果検証	・卒業式		・保護会(学級懇談) ・保護者会講演会 ・学校運営連絡協議会
通年	・生活指導部会、特別支援教育校内委員会における情報収集 ・対応策の検討	・道徳教育、体験活動の充実 ・分かる授業の充実 ・部活動の充実	・健康観察の実施 ・SC等による相談	・あいさつプラス一声運動